

平成 3 1 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3 6	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の適用期間の延長等		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島復興再生特別措置法において、避難指示等が出た 12 市町村を対象地域として、被災事業者の事業再開を図るため、投資等準備金について課税の特例が措置されているところ。 ・ 上記特例が活用できる期間（手続可能な期間）は、事業実施場所の避難指示解除等から 3 年とされている。 ・ これまで避難指示が解除された区域においては、本制度が活用され事業再開が一定程度進んできたところであるが、避難指示が解除された後直ちに事業再開が実現するものではなく、被災 12 市町村では事業環境がいまだ大変厳しい状況にあるところ、今後も被災 12 市町村における本制度の活用が見込まれている。 ・ このような状況の中、一部の対象区域に関しては、既に認定に係る手続の期限が到来し、又は近々期限が到来する予定であり、被災地域の復興を加速化するためには、更なる事業再開を促進する必要があることから、引き続き税制優遇措置を講じる必要がある。 ・ これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（ ）に適用されている税制上の特例（福島再開投資等準備金）の適用期間を、期限が既に到来又は平成 32 年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成 32 年度末）まで拡充・延長する。 <p>避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>福島県知事の認定を受けた事業者（ 1 ）が、企業立地促進区域（ 2 ）において事業再開するために準備金を積み立てた場合、その積立額を損金算入（投資予定額を限度）できる。</p> <p>また、準備金を取り崩して避難解除区域等内で再開投資を行った事業年度において、特別償却（機械・装置は即時償却、建物等は 25%）を可能とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成 23 年 3 月 11 日当時、本店又は主たる事業所を有していた事業者 2 企業立地促進区域：避難解除区域等内の区域のうち、企業の立地を促進すべき区域 		
関係条文	<p>福島復興再生特別措置法第 25 条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 3 の 2、第 18 条の 8 及び第 26 条の 8 ○地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 32 条、第 72 条の 14、第 72 条の 23、第 292 条第 1 項第 4 号及び 第 313 条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（ 精査中 ） [平年度] 精査中（ 精査中 ） [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
	ページ	3 6 - 1	

要望理由	<p>(1) 政策目的 被災事業者の事業再開を後押しし、産業・生業の再生を図る。</p>
	<p>(2) 施策の必要性 平成 29 年 4 月までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、帰還困難区域では、特定復興再生拠点の整備が始まるなど、復興・再生は新たな段階を迎えている。こうした動きを更に加速するため、被災された事業者の事業再開を支援する税制上の措置が引き続き必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	被災事業者の事業再開を後押しし、産業・生業の再生を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限が既に到来又は平成 32 年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成 32 年度末）まで拡充・延長する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置が引き続き適用されることで、避難指示等の対象となった区域（避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域）における事業再開を促進し、福島の復興・再生を加速する原動力となる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	機械等の特別償却等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の3の2、第10条の3の3、第17条の2の2、第17条の2の3、第17条の3の2、第17条の3の3、第25条の2の2、第25条の2の3、第25条の3の2及び第25条の3の3）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-	
	要望の措置の妥当性	避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成23年3月11日当時、本店又は主たる事業所を有していた事業者を対象としており、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。	
税負担軽減措置等の適用実績	避難解除区域等における特例措置の適用の要件となる福島県による認定の件数：6件（平成30年5月末現在）		
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、6件の被災事業者の事業再開が行われる予定である。		
前回要望時の達成目標	復興拠点等の整備等		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、6件の被災事業者の事業再開が行われる予定であり、産業・生業の再生に寄与している。		
これまでの要望経緯	平成27年度 「福島再開投資等準備金」制度の創設 平成29年度 避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の認定特定復興再生拠点区域への拡大		